豊田水建株式会社　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境を構築し、すべての社員がその能力を最大限に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

１．計画期間　令和元年１１月１日～令和６年１０月３１日までの５年間

２．内容

＜目標１＞

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上または制度の導入をする。

男性社員…取得率を７％以上または子が１歳に達した後２歳に達するまで取得できる育児休業制度を導入する

女性社員…取得率を７５％以上にすること

●対策

１）令和元年１１月～　男性も育児休業を取得できることを周知し、併せて育児または看護目的休暇の導入について検討する

２）令和元年１１月～　育児休業の取得希望者を対象に資料を配布し利用を促す

＜目標２＞

３歳から小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

●対策

１）令和元年１１月～　社員のニーズの把握及び検討開始

２）令和２年　１月～　制度導入

３）令和２年　１月～　社内メールや資料による社員への短時間勤務制度の周知

＜目標３＞

令和２年５月までに、所定外労働を削減し各月４５時間未満とするためノー残業デーを設定、実施する。

●対策

１）令和元年１１月～　社員の出勤簿等の把握、見直し

２）令和元年１１月～　繁忙期の課題を検討

３）令和２年　５月～　ノー残業デーの実施

社内メールまたは文書にて社員への周知（毎月）